

介護給付の適正化の推進について

1 基本的な考え方

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、介護保険制度の持続可能性を維持していくために適正化を推進していく。

このため、令和3年度から令和5年度までを期間として、以下に示す適正化に関し取り組むべき施策や年度毎の目標を定め、第5期介護給付適正化計画として位置づける。

2 取組の方向性

(1) 保険者の主体的取組の推進

保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的・積極的に適正化事業に取り組む。

(2) 道・保険者・国保連の連携

広域的な視点から保険者を支援する道及び北海道国民健康保険団体連合会（以下、「道国保連」という。）が協力し、連携を図る。

(3) 実施阻害要因への対応

適正化事業の実施を阻害する要因を分析・把握し、方策を講じる。

(4) 適正化事業の評価と改善

単に実施率の向上を図るだけでなく、事業の実施状況の評価を行い、改善に取り組む。

3 介護給付適正化に向けた取組の検証

(1) 現状と課題

道では、平成30年度から令和2年度までを実施期間とした「第4期介護給付適正化実施要綱」を定め、各事業別に保険者の実施割合（以下、「実施率」という。）の目標を定め、適正化に向け取組を進めてきた。令和2年度において、全ての保険者が適正化主要5事業のうち、いずれかの事業を実施（予定）となっているものの、優先実施することとしていた2事業について、全ての保険者での実施には至っていない。

【令和2年度までの実施状況】

| 区 分 | | 実 施 率 | | | |
|---------------------------------|---------|---------------------|------|------|------|
| | | H30年度 | R元年度 | R2年度 | |
| 主 要 実 施 5 事 業 | 優 先 | ケアプランの点検 | 85% | 90% | 100% |
| | 実 施 | 縦覧点検・医療情報との突合 | 100% | 100% | 100% |
| | | 縦覧点検 | 97% | 97% | 100% |
| | | 医療情報との突合 | 99% | 99% | 100% |
| | | 要介護認定の適正化（認定状況チェック） | 94% | 95% | 97% |
| | 事 業 | 住宅改修等の点検 | 97% | 97% | 97% |
| | | 住宅改修の点検 | 97% | 97% | 97% |
| | | 福祉用具購入・貸与調査 | 83% | 83% | 83% |
| | | 介護給付費通知 | 54% | 55% | 60% |
| | 給付実績の活用 | | 36% | 38% | 39% |

(2) 個別事業の取組状況

ア ケアプランの点検

ケアプランの点検を実施している保険者は、平成27年度の53保険者（34.0%）に比べて平成29年度では93保険者（59.6%）となっており、実施率は25.6%増加している。

実施目的として、ケアプランの質の向上をあげた保険者が最も多く、次いで介護支援専門員の質の向上、不適正な報酬算定等の発見となっている。

介護サービスの質の向上に効果があると事業の意義を評価する意見は多いものの、専門知識を有する人材の確保が困難であること等を理由に未実施の保険者がある。点検を実施している保険者においても、居宅介護支援事業所に対する指定権限がないことから、ケアプランの改善に結びつけづらいとの意見がある。

イ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検又は医療情報との突合を実施している保険者は、平成 27 年度の 125 保険者（80.1%）に比べて平成 29 年度では 146 保険者（93.6%）となっており、実施率は 13.5%増加している。

（ア）縦覧点検

縦覧点検を実施している保険者は、平成 27 年度の 121 保険者（77.6%）に比べて平成 29 年度では 142 保険者（91.0%）となっており、実施率は 13.4%増加している。

（イ）医療情報との突合

医療情報との突合を実施している保険者は、平成 27 年度の 120 保険者（76.9%）に比べて平成 29 年度では 145 保険者（92.9%）となっており、実施率は 16.0%増加している。

いずれも、主要 5 事業の中でも適正化の効果が得られやすく、積極的な実施が推奨されており、平成 26 年度から、道国保連への委託が可能となったことから実施保険者数は大幅に増加した。

なお、道国保連が委託を受け実施する項目に加え、地域の実情に応じ、独自に項目を追加して実施している保険者もある。

ウ 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護認定を直営化（新規認定、変更認定及び更新認定のすべてに係る認定調査を市町村の職員等が実施）している保険者と委託認定調査の事後点検を実施している保険者の合計は、平成 27 年度の 140 保険者（89.7%）に比べて平成 29 年度では 143 保険者（91.7%）となっており、実施率は 2.0%増加している。

実施保険者においては、基本調査や特記事項の平準化が図られ、円滑な審査判定が可能となったなどの効果が認められている一方、認定審査会の合議体間の差異の分析や、一次判定・二次判定の軽重度変更の差などの分析にまで至っていない保険者も多い。

エ 住宅改修等の点検

住宅改修又は福祉用具のいずれかの実態確認を実施している保険者は、平成 27 年度の 125 保険者（80.1%）に比べて平成 29 年度では 150 保険者（96.2%）となっており、実施率は 16.1%増加している。

（ア）住宅改修の点検

住宅改修の実態確認を実施している保険者は、平成 27 年度の 122 保険者（78.2%）に比べて平成 29 年度では 150 保険者（96.2%）となっており、実施率は 18.0%増加している。

実施保険者においては、施工前に建築担当課に金額の妥当性等の確認を行ったり、比較的改修費が高額なもの（10 万円以上）を抽出して点検を行うなど工夫しているところがあり、また、現地を訪問調査することを示すことにより不適切な申請に対する抑止効果が期待できる。

（イ）福祉用具購入・貸与調査

福祉用具に関する訪問調査を実施している保険者は、平成 27 年度の 71 保険者（45.5%）に比べて平成 29 年度では 118 保険者（75.6%）となっており、実施率は 30.1%増加している。

実施保険者においては、軽度者に係る福祉用具貸与の調査・確認や国保連介護給付適正化システムの帳票（「福祉用具貸与費一覧表」等）を活用し、平均貸与価格より大きく乖離している福祉用具の品目について事業者に照会を行うなどの取り組みがされている。また、福祉用具購入については購入時の確認は行っているものの、購入後の使用状況の確認までには至っていない保険者もある。

オ 介護給付費通知

介護給付費通知を年1回以上送付した保険者は、平成27年度の53保険者（34.0%）に比べて平成29年度では63保険者（40.4%）となっており、実施率は6.4%増加しているが、主要5事業の中で最も実施率が低い状況にある。

道国保連への委託も可能であるが、実施している保険者の半数以上が、自ら通知書を作成・発送を実施している。利用者の介護サービスにかかる費用負担の意識の向上、サービス事業所に対する牽制効果などが認められるものの、郵送費用や発送に要する手間がかかる一方で、金額的効果が見えにくいなどの理由から実施に至らない保険者も多く、効果的な実施には工夫が必要である。

4 市町村の取組

(1) 市町村が取り組むべき事業

以下に掲げる主要5事業については、着実に実施することとし、より具体性、実効性のある取組とする。

| 項目 | 実施方法等 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 要介護認定の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査結果について、点検等を実施する。 ■ 1次判定から2次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等についての分析や、認定調査項目別の選択状況について全国の保険者と比較した分析を実施し、要介護認定調査の平準化に向けて取り組む。 |
| ② ケアプランの点検 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた取組を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者によるチェックシート等を活用したケアプランの内容確認 ・ 改善事項の介護支援専門員への伝達 ・ 自己点検シートによる介護支援専門員のチェックと保険者による評価 ・ 介護支援専門員への講習会の開催 ■ 適正化システム等を活用し、地域の個々の介護支援専門員のケアプラン作成傾向を分析し、対象事業所を絞り込んで点検することを検討する。 ■ 近年、増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者のケアプランの点検を実施することが望ましい。 |
| ③ 住宅改修等の点検 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅改修を行う場合、工事施工前の実態確認又は工事見積書の点検を実施するとともに、施工後に訪問又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況を点検する。 ■ 施工前の点検時、改修費が高額となる場合などは必要に応じ理学療法士等専門職種等の協力を得ながら、点検を推進する。 ■ 住宅改修の点検結果を把握し、点検実施効果を把握することが望ましい。 ■ 福祉用具購入・貸与の利用者等の訪問調査を行い、利用状況等を確認するとともに、適正化システムを活用して各福祉用具の品目の単位数を把握する。 |
| ④ 縦覧点検・医療情報との突合 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い請求内容等の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行う。 ■ 受給者の後期高齢者医療・国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検し、重複請求の排除等を図る。 ■ 本事業は費用対効果が最も期待できることから、未実施の保険者は優先的に実施するとともに、国保連への委託等により実施月数の拡大を図る。 |
| ⑤ 介護給付費通知 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、以下の項目に留意しながら、受給者本人（家族を含む）に通知し、サービスを改めて確認し、適正なサービス利用と提供を普及啓発する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果の期待できる対象者・対象サービスに絞り込む。 ・ 認定の更新・変更時など理解を求めやすい送付時期を工夫する。 ・ Q&A や自己点検リストの同封など通知内容を理解できるよう工夫する。 ・ ケアプランやサービスが受給者の状況からみて妥当かを評価する工夫をする。 ・ 事業者団体への通知など事業者の協力と理解を求めるための工夫をする。 |

(2) 積極的な実施が望まれる取組

| 項目 | 実施方法等 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給付実績に係るデータの分析・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 国保連の適正化システムを活用し、被保険者や事業者毎の指標の偏りを基に、不適切な可能性のある事業者等を抽出し、必要に応じ過誤調整や事業者等への指導を実施する。 |

(3) 事業の優先度

各保険者は、効果的と思われる取組を優先し、実施目標を設定する。本来、保険者が全ての事業を実施していくことが望ましいが、全事業を均等に実施・拡充することが難しい場合は、以下の3事業を優先的に実施する。

- 即効的な効果が最も見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」
- 居宅介護支援事業所の権限委譲を念頭に、介護支援専門員を支援する「ケアプランの点検」
- 介護給付の適正化を進める上で効果的と考える適正化事業

(4) 介護給付費財政調整交付金の算定

介護給付費財政調整交付金の第8期計画期間（令和3年度から）の算定に当たっては、主要5事業の取組状況を勘案することとされたため、着実に実施する。

(5) 事業の推進方策

ア 指導監督との連携

苦情・告発等により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対する監査を実施する。指導監査の対象又は適正化事業において抽出された事業者の情報については、保険者内で情報共有を図る。

受給者からの苦情を含め、道や道国保連に寄せられた事業者に関する不適切なサービス提供、介護報酬不正請求等の苦情・告発・通報等の適切な把握、分析を行い、指導監督を実施する。

また、不当請求あるいは誤請求の多い事業者等に対し重点的な指導を実施する。

イ 国保連の積極的な活用

縦覧点検、医療情報との突合、介護給付費通知は国保連に委託可能であり、保険者の事務負担の軽減にもつながることから、国保連との積極的な連携を図る。

ウ 適正化推進に役立つツールの活用

介護給付の状況について、他保険者等との比較が可能な地域包括ケア「見える化」システムや給付実績データ等から適正化を推進することが可能な国保連の適正化システム、地域において自立支援に向けた適正なケアプランの作成の推進が期待できる地域ケア会議など、適正化の推進に向けて、役に立つツールを積極的に活用する。

(6) 計画的な取組の推進

各保険者は、保険者と全国の保険者の適正化事業の実施状況及び取組状況等を把握・分析した上で実施目標を設定し、検証を行い、検証結果に基づいて事業の見直しを行う。

また、介護給付の適正化は、受給者にとって真に必要なサービスを事業者から適切に提供されるようにすることを狙いとしているものであり、受給者はもとより、家族や介護者等も含めて理解を深めるよ

う努めるとともに、事業者とも目的を共有し、協同して取り組む。

5 道の取組

(1) 取組方針

道は、第5期計画期間中においても、引き続き介護給付の適正化を推進するとともに、その実効性を高めるため、適正化に向けた各種データを十分に活用して、現状と課題を適切に把握し、必要な方策や支援を検討し、具体的な目標を設定し、その達成状況を評価し、必要に応じて取組の見直しを検討する。

(2) 介護給付等に要する費用の適正化に関する保険者への支援

ア 保険者の状況に応じた適正化の支援

- (ア) 保険者の適正化に向けた取組状況を把握・分析し、低調な保険者に対しては、実施の阻害要因を分析・把握するとともに、道が実施する保険者指導等において、個別に指導・助言を行う。
- (イ) 介護給付適正化実施状況の調査結果を活用して道内保険者間との比較検討を行うとともに、道内外の保険者の先進事例や事業効果等について情報提供を行う。

イ ブロック会議・研修会等の実施による支援

- (ア) 介護保険市町村担当職員説明会を開催し、好事例の共有、改定された介護報酬制度の説明を行う。(年1回、道国保連主催)
- (イ) 介護給付適正化ブロック別研修会を開催し、厚生労働省が開催する介護給付適正化に係る研修会の伝達や、適正化システム利用の実践的研修などを行う。(道内4ヶ所、道・道国保連共催)

ウ 道国保連との積極的な連携

- (ア) 道国保連との連携を強化し、保険者が必要とする協力事項、道国保連が提供可能な協力事項について、現状認識を共有する。
- (イ) 道国保連では、縦覧点検、医療情報との突合や介護給付費通知などについて、各保険者からの業務委託に応じており、これらの業務委託は、費用対効果を高めるとともに、保険者の事務負担の軽減につながることから積極的な活用を促す。

(2) 道が実施する適正化事業

ア 指導監督体制の充実

不正請求・不適切なサービス提供を是正するため、適正化事業と指導監督が相互に情報共有し、指導監督体制の充実を図る。また、積極的に適正化システムの情報の活用を図る。

イ 事業者に対する指導・啓発

事業者への集団指導等の機会を活用し、介護報酬を適切に請求するための指導を行い、介護給付適正化に向けた指導・啓発を図る。

ウ 苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析

介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情も含めて、保険者、都道府県又は国保連に寄せられた事業者に関する不適切なサービス提供、介護報酬不正請求等の苦情・告発・通報情報等の適切な把握及び分析を行い、指導監査を実施する。その際、必要に応じて、保険者と合同での実施を検討する。

エ 認定調査員等研修事業の実施

要介護認定に係る必要な知識及び技能の習得等を目的とした研修を実施する。また、保険者、認定調査員、審査会委員を対象に、厚生労働省の要介護認定適正化事業報告を参考に、適正な審査判定の徹底を図る。

オ 不服審査請求の結果を活用した支援

要介護認定に係る不服審査請求のあった事案について、認容となった理由と保険者の傾向を分析し、保険者に対する適切な助言・支援を行う。

(3) 取組目標等

ア 令和5年度までの実施目標

道では、令和5年度までの各保険者の実施予定を取りまとめ、さらに、事業の優先度を踏まえて、第5期適正化計画期間での標準目標を次のとおり設定し支援を行う。

【令和5年度までの標準目標】

| 区 分 | | 実施率の年度目標 | | | |
|-----------------------|------------------|---------------------|------|------|------|
| | | 3年度 | 4年度 | 5年度 | |
| 主 要 5 事 業 | 優 | ケアプランの点検 | 85% | 90% | 100% |
| | 先 | 縦覧点検・医療情報との突合 | 100% | 100% | 100% |
| | 実 施 | 縦覧点検 | 97% | 97% | 100% |
| | | 医療情報との突合 | 99% | 99% | 100% |
| | 要 5 事 業 | 要介護認定の適正化（認定状況チェック） | 94% | 95% | 97% |
| | | 住宅改修等の点検 | 97% | 97% | 97% |
| | | 住宅改修の点検 | 97% | 97% | 97% |
| | | 福祉用具購入・貸与調査 | 83% | 83% | 83% |
| | | 介護給付費通知 | 54% | 55% | 60% |
| | 給付実績の活用 | | 36% | 38% | 39% |

イ 道として保険者に期待する取組方法

各保険者は、主要5事業の実施にあたり、以下に留意して取り組むものとする。

(ア) 要介護認定調査

- 一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び認定審査会の合議体間の差等について分析を実施すること。
- 認定調査項目別の選択状況について、実態を把握し、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定の標準化に向けた取組を実施すること。

(イ) ケアプランの点検

- 継続的にケアプランの質の向上を図るとともに、点検割合を増加させること。
- ケアマネジメントに関する研修へ参加し、点検内容の充実を図ること。
- 道が実施する「アドバイザー派遣事業」を積極的に活用すること。
- 主任介護支援専門員や職能団体によるケアプラン点検の機会を設けることや、職能団体への委託も検討すること。

(ウ) 住宅改修等の点検

- 住宅改修の点検については、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、書類や写真からは現状が分かりにくいケース等に特に留意し、必要に応じ、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得て、施工前点検を行うこと。
- 福祉用具販売・貸与にあたっては、各福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、同一商品で利用者ごとに単位数が大きくなるケース等に留意し、適正化システムを積極的に活用して調査を実施すること。

(エ) 縦覧点検・医療情報との突合

費用対効果が最も期待できることから、未実施保険者においては優先的に実施するとともに、効率的実施を図るため、道国保連への委託や、保険者の活用頻度の高い帳票を対象として点検を行うこと。すでに実施している保険者においては、実施月数の拡大を図ること。

(オ) 介護給付費通知

効果の期待できる対象者・サービスに絞り込み、送付時期、通知内容を理解しやすい工夫など、受給者への通知に際しては、効果をあげるための実施方法を検討すること。

(4) 進捗状況の管理と保険者へのフィードバック等

道は、保険者の実施状況や現状を適宜把握し、達成状況の評価や実施状況の見直しなどを行いながら、適正化事業の進捗管理を行うとともに、客観性・透明性を高めるため、計画の評価についてホームページを活用して、保険者にフィードバックし、情報共有を図る。